

報道発表資料

山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成28年12月13日(火)

担	山形労働局職業安定部 職業対策課長 鈴木 孝治
当	職業対策課長補佐 齋藤 敦 地方障害者雇用担当官 大泉 昌悦

「平成28年障害者雇用状況の集計結果」 ～民間企業の実雇用率が5年連続で過去最高を更新～

山形労働局（局長 相浦 亮司）では、このほど、山形県内の民間企業や公的機関などにおける、平成28年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業（法定雇用率2.0%）〉

- 雇用障害者数は2,752.0人、実雇用率は1.96%といずれも過去最高を更新
- 法定雇用率達成企業の割合は56.3%

〈公的機関（同2.3%、山形県教育委員会は2.2%）〉

- 県の機関（山形県（特例認定）、山形県警察本部及び山形県教育委員会）は、法定雇用率を達成
- 市町村等の機関は、51機関中44機関（86.3%）が法定雇用率を達成

〈独立行政法人等（同2.3%）〉

- 3法人中2法人（66.7%）が法定雇用率を達成

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（P4～8参照）

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は、2,752.0人で、前年より2.3%（61人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1914.0人（対前年比0.5%増）、知的障害者は628.5人（同5.1%増）、精神障害者は209.5人（同11.1%増）といずれも前年より増加し、前年に引き続き精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、1.96%（前年は1.93%）と5年連続で過去最高を更新、法定雇用率達成企業の割合は56.3%（同53.4%）であった。

○ 企業規模別の状況（P8参照）

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で544.0人、100～300人未満で1,109.5人、300～500人未満で403.5人、500～1,000人未満で363.0人、1,000人以上で332.0人と、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.96%と比較すると、
 - 100～300人未満企業規模（2.09%）、同300～500人未満（1.98%）、については上回った。
 - 50～100人未満規模企業（1.83%）、同500～1,000人未満（1.89%）、同1,000人以上（1.87%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が51.9%、同100～300人未満が61.5%、同300～500人未満が62.5%、同500～1,000人未満が54.8%、同1,000人以上が33.3%であった。

○ 産業別の状況（P8参照）

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が79.0人、「製造業」が1015.0人、「情報通信業」が19.0人、「運輸業、郵便業」が162.5人、「卸売業、小売業」が288.5人、「金融業、保険業」が113.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が2.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が46.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が93.5人、「教育・学習支援業」が36.5人、「医療・福祉」が723.0人、「複合サービス事業」が70.0人、「サービス業」が99.5人であった。
- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸業、郵便業」（2.05%）及び「医療・福祉」（2.81%）

の2業種は法定雇用率を上回っている。

- ・ 加えて、「製造業」(1.98%)は、民間企業全体の実雇用率 1.96%を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況 (P 4, P 8参照)

- ・ 平成28年の法定雇用率未達成企業は374社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)は282社で、未達成企業に占める割合は、75.4%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は226社で、未達成企業に占める割合は、60.4%となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.3%) (P 4, P 9参照)

山形県(特例認定)については、在職している障害者の数は140.0人、実雇用率は2.50%であった。

山形県警察本部については、在職している障害者の数は10.0人、実雇用率は2.41%であった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率 2.3%) (P 4, P 10参照)

市町村の機関に在職している障害者の数は298.5人で、前年より1.19%(3.5人)増加しており、実雇用率は2.28%と、前年と比べ0.01ポイント向上した。

51機関中44機関が達成。

【未達成機関】

天童市、高島町、舟形町、南陽市教育委員会、川西町教育委員会、鶴岡市教育委員会、置賜広域病院組合

(3) 山形県教育委員会(法定雇用率 2.2%の機関) (P 4, P 9参照)

山形県教育委員会については、在職している障害者の数は159.5人、実雇用率2.20%であった。

3 独立行政法人等における雇用状況

○ 独立行政法人等(法定雇用率 2.3%) (P 5, P 11参照)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は22.0人、実雇用率2.12%であった。
3法人中2法人が達成。

【未達成法人】

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤ 達成割合
山形県下の民間企業	140,260.5 人 (139,653.5 人)	2,752.0 人 (2,691.0 人)	1.96 % (1.93 %)	482/856 (461/864)	56.3 % (53.4 %)
全国	24,650,200.5 人 (24,122,923.0 人)	474,374.0 人 (453,133.5 人)	1.92 % (1.88 %)	43,569/89,359 (41,485/87,935)	48.8 % (47.2 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤ 達成割合
計	6,015.5 人 (5,978.5 人)	150.0 人 (153.0 人)	2.49 % (2.56 %)	2/2 (2/2)	100.0 % (100.0 %)
山形県 (特例認定)	5,600.5 人 (5,559.5 人)	140.0 人 (139.0 人)	2.50 % (2.50 %)		
山形県 警察本部	415.0 人 (419.0 人)	10.0 人 (14.0 人)	2.41 % (3.34 %)		
全国	324,593.5 人 (323,789.5 人)	8,474.0 人 (8,344.0 人)	2.61 % (2.58 %)	150/155 (146/156)	96.8 % (93.6 %)

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤ 達成割合
山形県下の市町村の機関	13,116.0 人 (12,969.5 人)	298.5 人 (295.0 人)	2.28 % (2.27 %)	44/51 (45/52)	86.3 % (86.5 %)
全国	1,077,738.5 人 (1,075,882.5 人)	26,139.5 人 (25,913.5 人)	2.43 % (2.41 %)	2,054/2,333 (2,028/2,344)	88.0 % (86.5 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤ 達成割合
計	7,256.0 人 (7,383.5 人)	159.5 人 (159.0 人)	2.20 % (2.15 %)	1/1 (0/1)	100.0 % (0.0 %)
山形県 教育委員会	7,256.0 人 (7,383.5 人)	159.5 人 (159.0 人)	2.20 % (2.15 %)		
全国	661,899.0 人 (661,646.5 人)	14,447.0 人 (14,216.5 人)	2.18 % (2.15 %)	100/125 (88/119)	80.0 % (73.9 %)

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤ 達成割合
山形県下の地方独立行政法人等 （国立大学法人は含まれない）	1,039.0 人 （ 1,021.0 人）	22.0 人 （ 16.0 人）	2.12 % （ 1.57 %）	2/3 （ 1/3 ）	66.7 % （ 33.3 %）
全国	421,292.0 人 （ 411,014.5 人）	9,927.0 人 （ 9,527.5 人）	2.36 % （ 2.32 %）	245/330 （ 241/330 ）	74.2 % （ 73.0 %）

（注1）1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注2）2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員者数である。

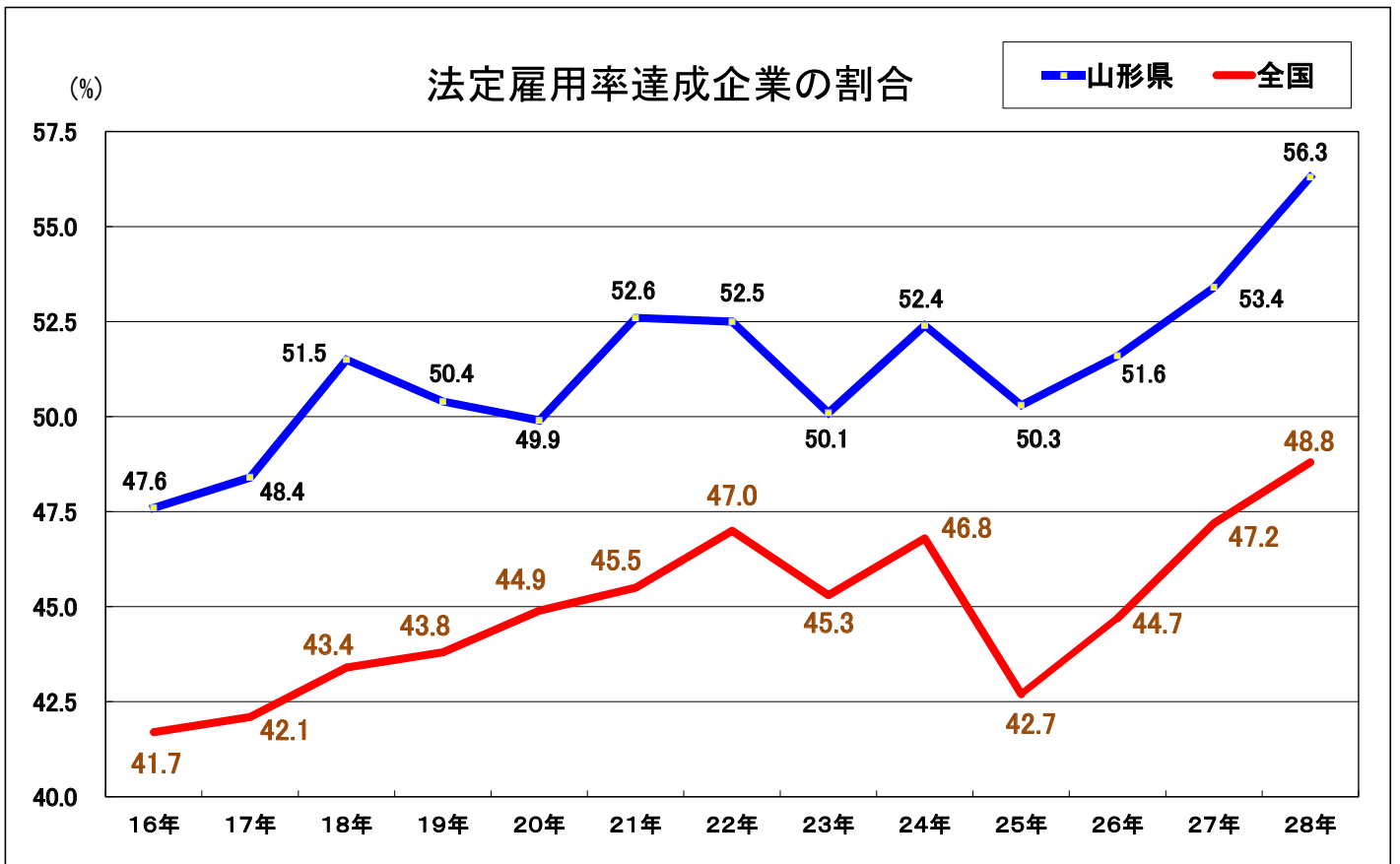
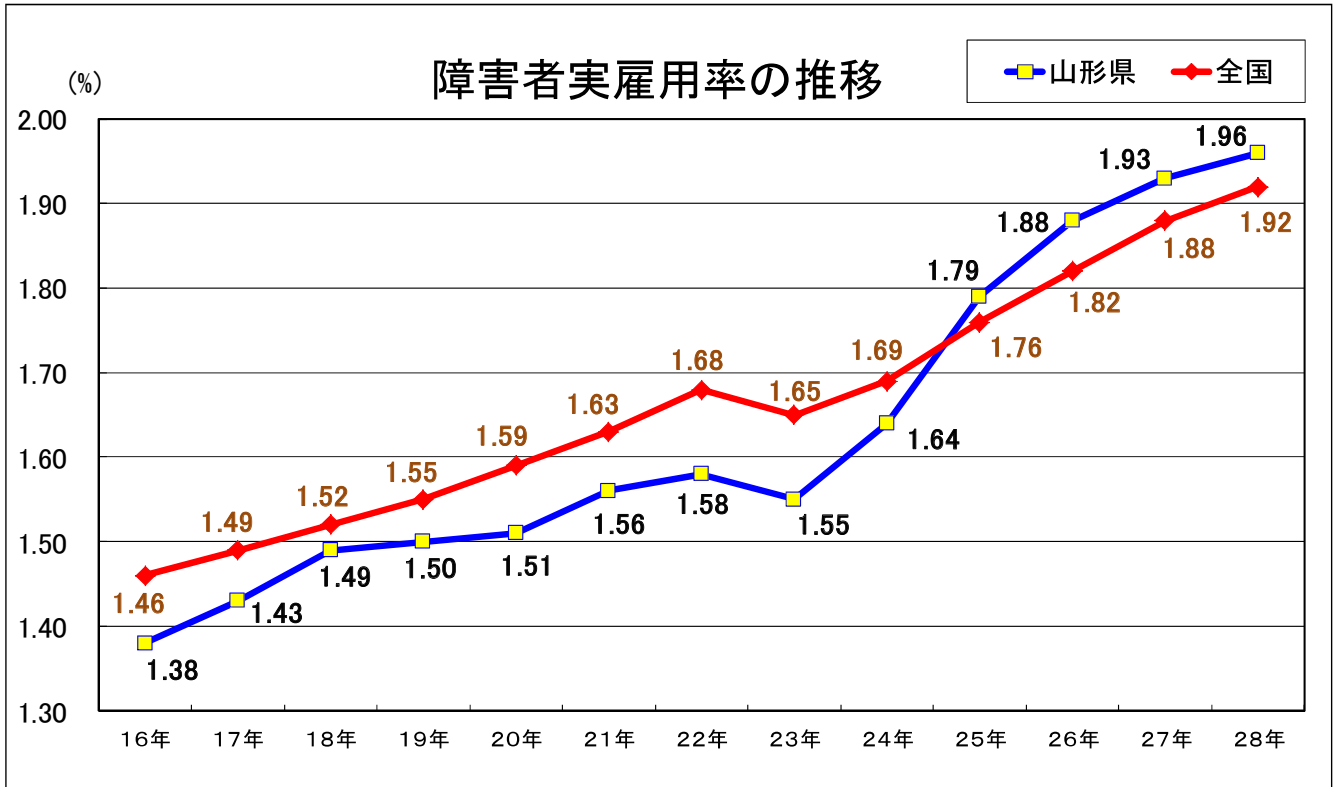
（注3）各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

（注4）法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

（注5）（ ）内は、平成27年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

（注6）「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況の推移



(注1) 平成24年までの法定雇用率は1.8%。平成25年以降は2.0%。

(注2) 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業)についての集計である。

(注3) 平成18年以降は、精神障害者も雇用率算定対象となる。

(注4) 平成18年以降は、短時間労働(週所定労働時間20時間以上30時間未満)の精神障害者が、0.5人のカウントとなる。

(注5) 平成23年以降は、障害者ではない短時間労働者も実雇用率の算定対象(分母)とし、0.5人のカウントとなる。

(注6) 平成23年以降は、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者が、0.5人のカウントとなる。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成28年6月1日現在における障害者の民間企業における雇用状況

1 民間企業における雇用状況

項目 年別	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 算定基礎 労働者数	雇 用 障 害 者 数									実雇用率 (%)	雇用率達成企業			
				重度（短時間を除く）			重度以外（短時間を除く）			短時間		計		企業数	割合(%)		
				(知的)			(知的) (精神)			(知的) (精神)		(知的) (精神)					
28年	856	147,846.0	140,260.5	1,122.0	(170.0)	1,178.0	(302.0)	<104.0>	452.0	(156.5)	<105.5>	2,752.0	(628.5)	<209.5>	1.96%	482	56.3%
27年	864	147,237.5	139,653.5	1,126.0	(182.0)	1,151.0	(278.0)	<89.0>	414.0	(138.0)	<99.5>	2,691.0	(598.0)	<188.5>	1.93%	461	53.4%
(対前年増減)	▲ 0.9	0.4	0.4	▲ 0.4	(-6.6)	2.3	(8.6)	<16.9>	9.2	(13.4)	<6.0>	2.3	(5.1)	<11.1>	0.03P	4.6	2.9P

2 民間企業における産業別・規模別雇用状況

産業・規模別	項目	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 算定基礎 労働者数	障 害 者 数			実雇用率		雇用率達成企業		
					うち知的 障害者	うち精神 障害者	28年	27年	企業数	割合(%)		
産 業	A 農業、林業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	-	
	B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	-	
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	※	※	※	※	※	※	0.00%	0.00%	※	0.0%	
	D 建設業	54	6,221.5	5,116.5	79.0	(15.0)	<2.0>	1.54%	1.86%	28	51.9%	
	E 製造業	313	51,220.0	51,150.5	1,015.0	(179.0)	<37.5>	1.98%	1.96%	198	63.3%	
		食料品製造業	55	9,798.0	9,796.5	173.5	(60.0)	<9.0>	1.77%	1.79%	35	63.6%
		繊維工業	29	2,997.5	2,997.5	72.0	(27.0)	<2.0>	2.40%	2.39%	18	62.1%
		木材・家具製造業	9	1,137.0	1,137.0	44.0	(3.0)	<0.0>	3.87%	3.66%	8	88.9%
		パルプ・紙・印刷業	14	1,388.0	1,388.0	82.5	(13.0)	<3.5>	5.94%	6.81%	8	57.1%
		化学工業	16	4,138.0	4,138.0	65.5	(15.0)	<5.0>	1.58%	1.59%	10	62.5%
		窯業・土石製品製造業	6	1,252.5	1,252.5	20.0	(2.0)	<0.0>	1.60%	1.31%	3	50.0%
		鉄鋼業	※	※	※	※	※	※	2.02%	2.64%	※	50.0%
		非鉄金属製造業	※	※	※	※	※	※	1.26%	1.23%	※	66.7%
		金属製品製造業	25	2,679.5	2,679.5	46.5	(2.0)	<1.0>	1.74%	1.65%	13	52.0%
		電気機械器具製造業	37	7,902.0	7,900.0	163.0	(24.0)	<1.0>	2.06%	2.02%	29	78.4%
		その他機械器具製造業	84	12,094.0	12,094.0	201.5	(21.0)	<10.0>	1.67%	1.54%	46	54.8%
		その他の製造業	33	7,091.5	7,091.5	136.5	(9.0)	<6.0>	1.92%	1.87%	25	75.8%
		F 電気・ガス・熱供給・水道業	※	※	※	※	※	※	0.92%	0.91%	※	50.0%
		G 情報通信業	15	1,850.0	1,850.0	19.0	(1.0)	<1.5>	1.03%	0.94%	4	26.7%
		H 運輸業、郵便業	36	10,056.5	7,911.5	162.5	(20.5)	<22.0>	2.05%	2.02%	22	61.1%
	I 卸売業・小売業	118	20,146.5	20,145.5	288.5	(82.0)	<9.5>	1.43%	1.43%	53	44.9%	
	J 金融業・保険業	17	6,489.5	6,489.5	113.0	(3.0)	<3.0>	1.74%	1.79%	10	58.8%	
	K 不動産業・物品賃貸業	※	※	※	※	※	※	0.39%	0.00%	※	0.0%	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	6	468.5	468.5	2.0	(0.0)	<0.0>	0.43%	1.08%	1	16.7%	
	M 宿泊業、飲食サービス業	24	2,585.0	2,585.0	46.5	(11.5)	<4.5>	1.80%	1.78%	18	75.0%	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	21	4,829.5	4,829.0	93.5	(46.5)	<11.5>	1.94%	1.73%	8	38.1%	
	O 教育、学習支援業	16	2,580.0	2,223.5	36.5	(3.0)	<0.0>	1.64%	1.28%	8	50.0%	
	P 医療、福祉	162	29,403.0	25,758.0	723.0	(229.5)	<106.0>	2.81%	2.73%	108	66.7%	
	Q 複合サービス事業	19	5,062.5	5,062.5	70.0	(9.0)	<3.5>	1.38%	1.44%	4	21.1%	
	R サービス業	48	6,287.5	6,026.5	99.5	(28.5)	<8.5>	1.65%	1.48%	18	37.5%	
	合 計	856	147,846.0	140,260.5	2,752.0	(628.5)	<209.5>	1.96%	1.93%	482	56.3%	
規 模 別	50～100人未満	420	30,751.0	29,727.0	544.0	(142.5)	<41.0>	1.83%	1.79%	218	51.9%	
	100～300人未満	340	56,238.5	53,150.0	1,109.5	(264.0)	<96.5>	2.09%	2.04%	209	61.5%	
	300～500人未満	56	21,562.5	20,421.5	403.5	(65.0)	<21.5>	1.98%	1.91%	35	62.5%	
	500～1,000人未満	31	20,492.0	19,167.0	363.0	(58.0)	<17.5>	1.89%	1.89%	17	54.8%	
	1,000人～	9	18,802.0	17,795.0	332.0	(99.0)	<33.0>	1.87%	1.90%	3	33.3%	

(注1) 「法定雇用算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度」欄を算出するに当たりダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、「短時間」欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

(注3) 「短時間」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用障害者である。

(注4) () は知的障害者を、< >は精神障害者を内数で計上。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(注5) ※印については、調査対象企業数が少ない分野において、企業の特定を防止するための処理。

公的機関の各機関の状況

(1) 県の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
計	6,015.5	150.0	2.49	0.0	
山形県	5,600.5	140.0	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
山形県警察本部	415.0	10.0	2.41	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局

(2) 県の状況 (法定雇用率2.2%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
計	7,256.0	159.5	2.20	0.0	
山形県教育委員会	7,256.0	159.5	2.20	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
計	13,116.0	298.5	2.28	15.0	
山形市 (特例認定)	1,988.0	50.0	2.52	0.0	特例認定あり (注4)
上山市 (特例認定)	301.5	6.0	1.99	0.0	特例認定あり (注4)
天童市 (特例認定)	658.0	9.0	1.37	6.0	特例認定あり (注4)
中山町	86.0	1.0	1.16	0.0	
山辺町	111.0	4.0	3.60	0.0	
米沢市	479.5	13.0	2.71	0.0	
南陽市	166.5	3.0	1.80	0.0	
川西町	130.5	3.0	2.30	0.0	
高畠町	143.0	2.0	1.40	1.0	(注5)
酒田市 (特例認定)	1,250.0	31.5	2.52	0.0	特例認定あり (注4)
遊佐町 (特例認定)	188.0	4.0	2.13	0.0	特例認定あり (注4)
庄内町 (特例認定)	360.0	9.0	2.50	0.0	特例認定あり (注4)
鶴岡市	849.0	20.0	2.36	0.0	
三川町 (特例認定)	86.0	2.0	2.33	0.0	特例認定あり (注4)
新庄市 (特例認定)	342.0	9.0	2.63	0.0	特例認定あり (注4)
舟形町	85.0	0.0	0.00	1.0	(注6)
鮭川村	69.0	1.0	1.45	0.0	
大蔵村	94.0	3.0	3.19	0.0	
金山町	121.0	2.0	1.65	0.0	
真室川町 (特例認定)	212.5	4.0	1.88	0.0	特例認定あり (注4)
戸沢村	73.0	1.0	1.37	0.0	
最上町	121.0	2.0	1.65	0.0	
長井市	233.0	5.0	2.15	0.0	
白鷹町 (特例認定)	163.5	3.0	1.83	0.0	特例認定あり (注4)
飯豊町 (特例認定)	212.5	5.0	2.35	0.0	特例認定あり (注4)
小国町	186.5	6.0	3.22	0.0	
村山市	235.0	9.0	3.83	0.0	
東根市	266.0	6.0	2.26	0.0	
尾花沢市	186.0	4.0	2.15	0.0	
大石田町	86.0	1.0	1.16	0.0	
寒河江市 (特例認定)	473.0	14.0	2.96	0.0	特例認定あり (注4)
河北町 (特例認定)	196.0	5.0	2.55	0.0	特例認定あり (注4)
西川町	143.0	4.0	2.80	0.0	
大江町	94.0	2.0	2.13	0.0	
朝日町	121.0	2.0	1.65	0.0	
米沢市立病院	392.0	9.0	2.30	0.0	
鶴岡市立荘内病院	302.0	7.0	2.32	0.0	
最上町立最上病院	45.0	1.0	2.22	0.0	
鶴岡市上下水道部	72.0	2.0	2.78	0.0	
米沢市教育委員会	127.5	3.0	2.35	0.0	
南陽市教育委員会	115.5	1.0	0.87	1.0	(注7)
川西町教育委員会	72.0	0.0	0.00	1.0	
高畠町教育委員会	65.0	4.0	6.15	0.0	
鶴岡市教育委員会	235.5	4.0	1.70	1.0	
最上町教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
村山市教育委員会	110.0	2.0	1.82	0.0	
東根市教育委員会	85.5	1.0	1.17	0.0	
北村山公立病院組合	166.0	5.0	3.01	0.0	
置賜広域行政事務組合	83.5	1.0	1.20	0.0	
東根市外二市一町立衛生処理組合	73.5	2.0	2.72	0.0	
置賜広域病院組合	615.0	10.0	1.63	4.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の7機関が、平成28年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.3%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 高畠町においては、12月6日付けで高畠町教育委員会との特例の認定を受けたことから未達成機関ではなくなった。
- 注6 舟形町においては、8月30日付けで職員が新たに障害者手帳を取得したことから未達成機関ではなくなった。
- 注7 南陽市教育委員会においては、8月1日付けで障害者を雇用したことから未達成機関ではなくなった。

特例認定一覧

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)		
山形市	山形市教育委員会	山形市上下水道部	市立病院済生館
上山市	上山市教育委員会		
天童市	天童市教育委員会		
酒田市	酒田市教育委員会	酒田市水道局	
遊佐町	遊佐町教育委員会		
庄内町	庄内町教育委員会		
三川町	三川町教育委員会		
新庄市	新庄市教育委員会		
真室川町	真室川町立真室川病院	真室川町教育委員会	
白鷹町	白鷹町教育委員会		
飯豊町	飯豊町教育委員会		
寒河江市	寒河江市教育委員会		
河北町	河北町教育委員会		

独立行政法人等の状況

(1) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
計	1,039.0	22.0	2.12	3.0	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	54.0	1.0	1.85	0.0	
山形県公立大学法人	59.0	3.0	5.08	0.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	926.0	18.0	1.94	3.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の1法人が、平成28年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.3%)を達成していない未達成法人。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|---|---|---|
| ○ 民間企業 | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 一般の民間企業 …………… 2. 0%
 (50人以上規模の企業)
 特殊法人等 …………… 2. 3%
 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等) </td> </tr> </table> | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0%
(50人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) |
| { | 一般の民間企業 …………… 2. 0%
(50人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の機関) | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の機関) | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

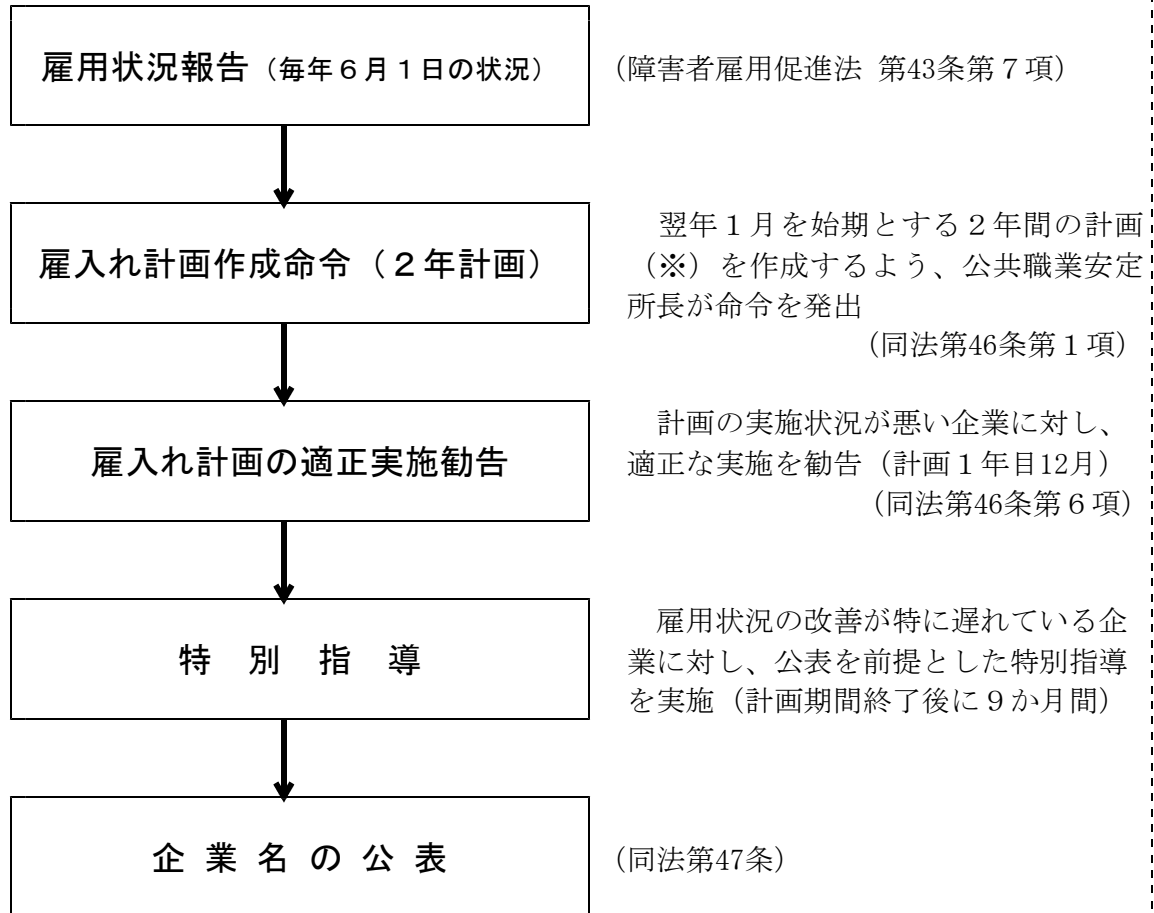
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成27年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 1社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 2社
 - * 「特別指導」の実施 1社
- 雇入れ計画を実施中の企業 6社（27年度末現在）
- 企業名の公表
なし

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。